

佐賀西部広域水道企業団

2020 年
3 月号

ウォツ太 PRESS

4 月 1 日から

佐賀西部広域水道企業団が
みなさまに水道水をお届けします



発行・問い合わせ先

佐賀西部広域水道企業団

佐賀市久保田町大字徳万 1869 番地

TEL 0952-68-3181 (代表)

<http://www.sagaseibu-suidou.or.jp/>



メーター検針および水道料金について

●メーター検針が2か月に1回になります

メーター検針を奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の1日から7日に行い、2か月分を半分に分けて1か月分とします。

●請求はこれまでどおり毎月行います

●料金計算の方法は変わりません

使用量に応じて、現在の料金表に基づき水道料金を計算します。

5月検針で水量が45 m³の場合、水量を半分に分けて（端数は前の月に加えます。）、5月に23 m³分、6月に22 m³分の料金を請求します。

検針期間：奇数月1～7日

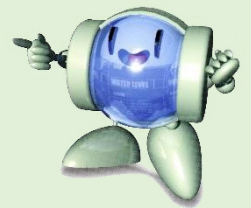
納付書発送：毎月19日（納期限：翌月10日）

口座振替日：毎月27日

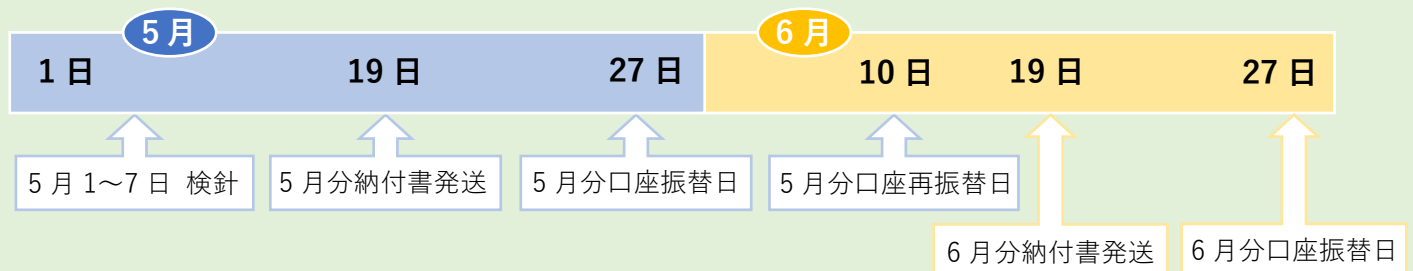
口座再振替日：翌月10日（27日に口座振替ができなかった場合）

※口座振替日が休日の場合は翌営業日になります。

※西佐賀水道企業団管内は変わりません。



（例）5月検針の場合



下水道をご利用の方は

●下水道使用料を併せて徴収します

市町から委託を受けて、下水道使用料を、水道料金と併せて徴収します。

検針票や納付書には下水道使用料も表示します。

検針、納付書発送、口座振替スケジュール

●令和2年度のスケジュール

令和2年5月から検針及び請求を行います。

	令和2年度												令和3年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
検針		1～7日		1～7日		1～7日		1～7日		1～7日		1～7日		1～7日
納付書 発送	※	19日	19日	17日	19日	18日	19日	19日	18日	19日	19日	19日	19日	19日
口座 振替日	※	27日	29日	27日	27日	28日	27日	27日	28日	27日	3月1日	29日	27日	27日

※多久市、大町町、西佐賀水道企業団管内はこれまでどおり4月の請求があります。

●多久市、大町町は、現在の検針日と変更になりますので、令和2年度1年間で検針日の調整を行います。
詳しくは多久市、大町町の広報をご覧ください。

検針票・納付書が変わります！

使用水量等のお知らせ

本証でのお支払いはできません。
また、本証により集金することはありません。

佐賀市久保町大字徳万1869番地
徳万アパート101号室

水道 太郎 様

① 水栓番号：01-0000001-001
メータ番号：1234567890 口径：φ10

用途：家事用 検針員：9999
今回検針日 令和2年5月1日
前回検針日 令和2年3月1日

今回指針 9,876 m³
前回指針 9,831 m³

② 水道使用水量 45 m³
下水道使用水量 45 m³

(参考) 前回使用水量 40 m³
前年同期使用水量 50 m³

請求月 令和2年5月分 令和2年6月分

水道使用水量 23 m³ 22 m³
下水道使用水量 23 m³ 22 m³

水道料金 4,650円 4,440円
下水道使用料 3,380円 3,100円

③ 請求予定額(合計) 8,030円 7,540円

振替予定日 5月27日 6月29日
(上記の金額は消費税等を含みます。)

④ ※お知らせ
転居の際は、お早めにご連絡ください。

口座振替済領収書

請求月 令和2年2月分 令和2年3月分

水道料金 4,820円 4,680円
下水道使用料 3,818円 3,620円

振替金額(合計) 8,638円 8,300円

振替日 2月27日 3月27日
(上記の金額は消費税等を含みます。)

上記の金額を領収しました。

佐賀西部広域水道企業団 企業長 電子公印

〇〇〇〇下水道等使用料徴収事務受託者

⑥ <お問合せ先>
〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

佐賀西部広域水道企業団

※ご不明な点があれば上記お問合せ先までご連絡ください。

新しい検針票です。

① 水栓番号です。

お問い合わせの際は、こちらの番号をお知らせください。

② 2か月分の水道・下水道使用量です。

③ 1か月分の水道料金・下水道使用料の合計額です。

②の使用量を半分に分けて1か月分として計算しています。

④ お知らせ欄です。

漏水の疑いがある場合などにメッセージを記載します。

⑤ 口座振替済領収書です。

口座振替にて納付いただいたお客様への領収書となります。

⑥ お問合せ先です。

水道を使用している地区の営業所が表示されます。

何かございましたらこちらにお問い合わせください。

新しい納付書です。

圧着はがきになります。

※検針票・納付書の画像はイメージです。

郵便はがき

料金後納郵便

〒849-0201

佐賀市久保町大字徳万1869番地

徳万アパート101号室

水道 次郎 様

水道 太郎 様分

水道料金・下水道使用料 納入通知書
Water and Sewage Bill

① 水栓番号 01-0000001-001
令和2年5月15日 発行 N-999999

佐賀西部広域水道企業団
〒849-0201 佐賀市久保町大字徳万1869番地

<お問合せ先>
〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 ⑥

矢印の方向にゆっくりと開いてご覧ください。
なお、このハガキが湿っている場合は、十分に乾かしてから開いてください。

口座番号 01760-8-961763 加入者名 佐賀西部広域水道企業団

水道料金・下水道使用料納入済通知書

水道 太郎 様

12345678901234567890123456789012345

請求月 令和2年5月分(定例)

水栓番号 01-0000001-001

水道使用水量 23m³

下水道使用水量 23m³

水道料金 4,650円 (うち消費税相当額) (422円)

下水道使用料 3,380円 (うち消費税相当額) (307円)

合計額 8,030円 (うち消費税相当額) (729円)

③

納期 令和2年6月10日

※上記の納期前までに、金融機関またはコンビニでお支払いください。
※納期を過ぎたものは金融機関及びコンビニではお支払いできませんので、企業団窓口までご持参ください。

(CVS収納用) 収納代行 DSK電算システム



(91)912345-0123456789012345678901
010331-0-123000-1

本書のとおり領収しましたので通知します。

(あて先) 佐賀西部広域水道企業団企業出納員

〇〇〇〇下水道等使用料徴収事務受託者

※用紙は直接機械で処理しますので折り曲げたりしないでください。

取りまとめ銀行 佐賀銀行本店営業部

取りまとめ店 〒812-8794 ゆうちょ銀行 福岡野金事務センター (企業団・コンビニ本部控)

領収日付印

口座番号 01760-8-961763 加入者 佐賀西部広域水道企業団

水道料金・下水道使用料(公)納入書(原符)

水道 次郎 様

水道 太郎 様分

請求月 令和2年5月分(定例)

水栓番号 01-0000001-001

水道使用水量 23m³

下水道使用水量 23m³

水道料金 4,650円 (うち消費税相当額) (422円)

下水道使用料 3,380円 (うち消費税相当額) (307円)

合計額 8,030円 (うち消費税相当額) (729円)

納期 令和2年6月10日

佐賀西部広域水道企業団

〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇下水道等使用料徴収事務受託者

上記のとおり領収しました。

佐賀西部広域水道企業団企業出納員

領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

コンビニ収納代行 DSK電算システム

(金融機関・コンビニ店控) (お客様控) 収入印紙不要

領収日付印

領収日付印

4 月からの窓口のご案内

● **本庁 営業課**
(佐賀西部広域水道企業団 1 階)
佐賀市久保田町大字徳万 1869
☎0952-68-2225

● **多久営業所**
(多久市役所水道課)
多久市北多久町大字小侍 7-1
☎0952-75-3003

● **武雄営業所**
(漕の尾浄水場内旧水道庁舎)
武雄市武雄町大字武雄 3444
☎0954-22-2874

● **嬉野営業所**
(嬉野市役所水道課)
嬉野市嬉野町大字下宿 1185
☎0954-42-3314

● **大町営業所**
(大町町役場生活環境課)
大町町大字大町 5017
☎0952-20-1189

● **江北営業所**
(江北町役場環境課)
江北町大字山口 1651-1
☎0952-37-0883

● **白石営業所**
(白石町役場水道課)
白石町大字福田 1247-1
☎0952-84-7119

営業窓口では、**料金のお支払い、水道の開閉栓の受付、名義変更手続き、給水装置工事の受付**の業務を行います。

営業時間：8：30～17：00 土日祝日は休みです。

※武雄市の窓口は、漕の尾浄水場内旧水道庁舎に変わります。

※西佐賀水道企業団の窓口は、本庁営業課に変わります。

※嬉野市は、料金のお支払いと水道の開閉栓手続きについては塩田庁舎窓口もご利用いただけます。

水道料金のお支払方法

口座振替または**納付書**によりお支払いいただけます。

納付書でのお支払いは、**下記の金融機関、コンビニエンスストア**または**営業窓口**をご利用ください。

金融機関
佐賀銀行、親和銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀東信用組合、佐賀西信用組合、九州労働金庫、佐賀県農業協同組合、佐賀県信用漁業協同組合連合会、九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く。）
コンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア 100、ナチュラルローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、コミュニティ・ストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK 設置店

※これまで口座振替をご利用のお客様は、4 月以降も同じ口座から振替となりますので、**新たにお手続きをしていただく必要はありません。**

※4 月 1 日から市町庁舎内にある佐賀銀行派出所では、水道料金のお支払いができなくなります。